

スポーツ・レクリエーション傷害補償制度のお知らせ

1 補償内容

給付金	死亡・後遺障害	最高 500万円
	入院（180日限度）	1日につき 4,000円
	通院（90日限度）	1日につき 2,000円

2 留意事項

- (1) 対象となる傷病（傷害または特定疾病）は、当センターの教室・行事に参加中（センターと自宅との通常の経路の往復中を含む）に被った傷病、並びに傷病に起因する後遺障害及び死亡が対象になります。ただし、特定疾病の場合は、給付金が10分の1となります。
- (2) 前年の4月1日以降に、医師の治療や服薬をした疾病と因果関係にある疾病は、給付対象外となります。
- (3) 入院・通院とも医療費の実費ではなく、1日につき定額給付金が支払われます。また、治療として手術を受けた場合は、その種類に応じて、1回に限り手術給付金が支払われます。
- (4) マッサージによる施術は原則として支払の対象にはなりません。
- (5) 事故にあわれた方は、ご連絡が遅れると給付金が支払われない場合がありますので、速やかに担当者にご連絡ください。
- (6) その他詳細については公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会スポーツ・レクリエーション傷害補償制度給付要綱（抜粋）を参照いただくか、事務室でお尋ねください。

<お問い合わせ先>

名古屋市中スポーツセンター【指定管理者：(公財)名古屋市教育スポーツ協会】

〒460-0008 名古屋市中区栄1丁目30番10号

TEL (052) 232-2327

FAX (052) 232-2364